

新型コロナウイルス感染症の対応について

1 立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況

(令和3年7月9日以降)

回	開催日時	決定・報告・検討・確認事項
65	7月9日(金) 午後4時～	1. 市内の感染状況等について 新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。(別紙1) 2. 緊急事態宣言下における対応について 令和3年7月12日(月)から8月22日(日)までの期間、緊急事態宣言が発出されることを受け、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」(別紙2)に基づき、以下の事項について対応を決定しました。 ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて(別紙3) ・ 教育委員会の対応について(別紙4) ・ 市職員の勤務体制について 時差出勤、振替勤務等を活用し、出勤抑制に努めることを確認 ・ 緊急事態宣言に係る市民周知について ホームページ、見守りメール、防災行政無線、ごみ収集車の放送等を通じて市民周知を行うことを確認 3. 新型コロナウイルスワクチン接種事業について ワクチン接種事業について、接種状況や今後のワクチン接種対応スケジュール等について、別紙のとおり報告がありました。(別紙5) 4. コロナ禍における女性支援について コロナ禍において生活困窮等の悩みを抱える女性を支援するために生理用品を無償配布している取り組みについて、より支援の輪を広げるため、市内の支援団体等の協力を得て配布することとしました。(別紙6)

2 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

(別紙参照・令和3年7月9日以降公表分)

令和3年7月9日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和3年7月9日（金）（午後4時～）に、第65回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のとおり決定等いたしました。

記

【決定等事項】

○ 市内の感染状況等について

新型コロナウイルス感染症患者の市内発生状況について、別紙のとおり報告がありました。（別紙1）

○ 緊急事態宣言下における対応について

令和3年7月12日（月）から8月22日（日）までの期間、緊急事態宣言が発出されることを受け、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」（別紙2）に基づき、以下の事項について対応を決定しました。

- ・ 公共施設等の利用制限及びイベント等の取り扱いについて（別紙3）

- ・ 教育委員会の対応について（別紙4）

- ・ 市職員の勤務体制について

- 時差出勤、振替勤務等を活用し、出勤抑制に努めることを確認

- ・ 緊急事態宣言に係る市民周知について

- ホームページ、見守りメール、防災行政無線、ごみ収集車の放送等を通じて市民周知を行うことを確認

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

ワクチン接種事業について、接種状況や今後のワクチン接種対応スケジュール等について、別紙のとおり報告がありました。（別紙5）

○ コロナ禍における女性支援について

コロナ禍において生活困窮等の悩みを抱える女性を支援するために生理用品を無償配布している取り組みについて、より支援の輪を広げるため、市内の支援団体等の協力を得て配布することとしました。(別紙6)

立川市新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

別紙1

【令和3年7月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)
新たな患者数	5	6	3	3	5	0	2	7																							
患者数の累計	1432	1438	1441	1444	1449	1449	1451	1458																							
退院等者数の累計	1381	1385	1389	1391	1393	1396	1406	1410																							
入院・療養中の患者数	51	53	52	53	56	53	45	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

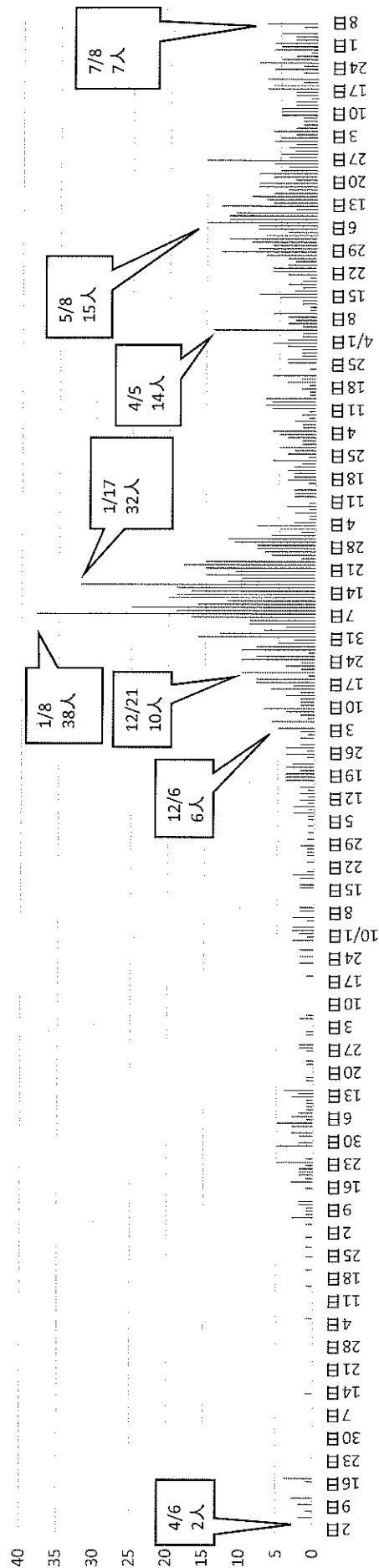
【令和3年6月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
新たな患者数	3	6	5	3	6	3	2	2	2	5	5	5	3	3	1	3	3	7	6	2	7	0	2	6	2	8	5	3	1	6
患者数の累計	1315	1321	1326	1329	1335	1338	1340	1342	1344	1349	1354	1359	1362	1365	1366	1369	1372	1379	1385	1387	1394	1394	1396	1402	1404	1412	1417	1420	1421	1427
退院等者数の累計	1225	1235	1241	1246	1254	1257	1259	1265	1269	1272	1286	1295	1296	1300	1304	1312	1325	1327	1336	1343	1346	1346	1357	1359	1364	1371	1373	1377	1378	1380
入院・療養中の患者数	90	86	85	83	81	81	81	77	75	77	68	64	66	65	62	57	47	52	49	44	48	48	39	43	40	41	44	43	43	47

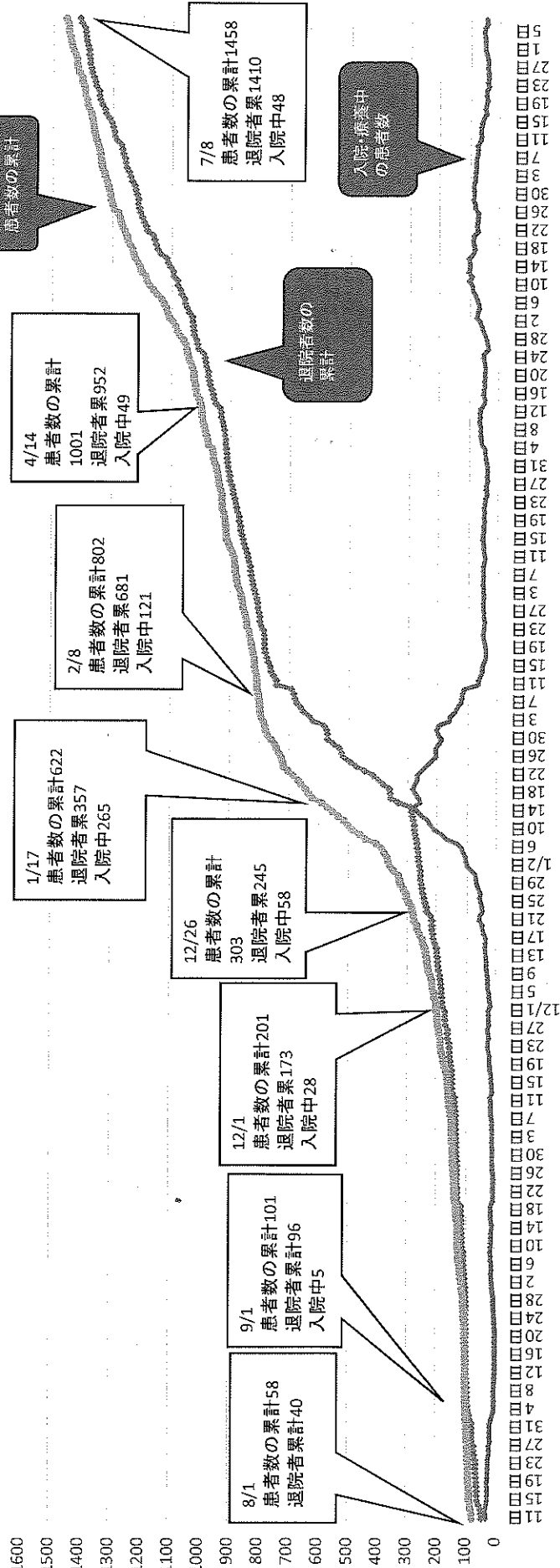
【令和3年5月】

東京都公表日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
新たな患者数	6	9	12	7	4	8	8	15	12	12	11	3	13	6	7	9	6	4	8	8	3	6	8	5	4	6	15	4	5	3	4
患者数の累計	1087	1096	1108	1115	1119	1127	1135	1150	1162	1174	1185	1188	1201	1207	1214	1223	1229	1233	1241	1249	1252	1258	1266	1271	1275	1281	1296	1300	1305	1308	1312
退院等者数の累計	1027	1030	1031	1041	1050	1056	1058	1067	1071	1081	1082	1094	1096	1106	1113	1118	1138	1148	1153	1159	1164	1184	1188	1195	1201	1208	1211	1216	1214	1219	1224
入院・療養中の患者数	60	66	77	74	69	71	77	83	91	93	103	94	105	101	101	105	91	85	88	90	88	74	78	76	74	73	85	84	91	89	88

感染者数(新規陽性者数) R2年4月～R3年7月



感染者数(累計、入院・療養中者数) R2年8月～R3年7月



新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年7月8日

東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から8月22日（日曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・ 施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・ 施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・ 催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請

(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

●特に、以下のことについて徹底することを要請（法第45条第1項）

・20時以降の不要不急の外出を自粛すること

・混雑している場所や時間を避けて行動すること

・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること

・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること

・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	●休業を要請（法第45条第2項） 酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） 利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。	結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない 遊興施設 (第11号) 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない 集会場等 (第5号) 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	結婚式場	● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） （法第45条第2項） ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ● 以下の事項について、協力依頼 ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照) ●営業時間短縮を要請 ○イベント開催の場合 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項) ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～21時) の協力を依頼
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要 請 内 容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請 (法第24条第9項) (「3(6) イベントの開催制限」参照) ●営業時間の短縮 ○イベント開催以外の場合 (1,000㎡超の施設) - 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) - 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 ○イベント開催の場合 ●営業時間短縮 (5時～21時) を要請 (法第24条第9項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) を要請 (法第24条第9項) (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮 (5時～20時) の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請 (法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等	● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

緊急事態宣言下(7月12日から8月22日まで)の公共施設等利用に関する一覧表

別紙3

▲:開館時間の短縮を要請する施設(法第24条第9項) △:開館時間の短縮を協力依頼する施設

施設名称	7月12日から8月22日までの対応	備考
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館(屋内体育施設))	▲	・泉体育館、柴崎体育館は19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・練成館は20時まで ・体育室、トレーニング室、プール(泉体育館休止中)について、入替制及び人数制限あり
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
スポーツ施設 (野球場、庭球場など屋外体育施設)	▲	・開館時間:19時まで(夜間区分利用休止。イベント開催の場合は21時まで) ・1イベント100人以内
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	▲	・開館時間:20時まで(イベント開催の場合は21時まで) ・収容率50%
旧若葉小学校	▲	・開館時間:20時まで ・校庭100人以内、体育館40人以内の利用制限あり
歴史民俗資料館	△	・収容率50%
古民家園	△	・収容率50%
女性総合センターアイム	△	・収容率50%
子ども未来センター (立川まんがぱーくを含む)	△	○子ども未来センター:会議室等の貸出について定員の50%に制限 ○まんがぱーく:入場上限数を制限する(120人)。開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)、酒類の提供自粛及び持ち込み禁止(法第24条第9項)
たちかわ創造舎	△	・収容率50%
学校施設の貸出(教室)	△	・20人以内
たまがわみらいパーク	△	・収容率50%
清掃工場の付帯施設	△	・収容率50%
学習館	△	・収容率50%
学習等供用施設	△	・収容率50%
西砂りサイクルショップ	△	・店内が混雑した場合、入場を制限する場合あり
福祉会館	△	・収容率50%
立川競輪場	△	・本場を無観客開催とし、場外開催は開催中止とする。 ・7月23日(祝・金)～25日(日)に予定していたイベントは延期とする。
児童館	△	・混雑した場合、入場を制限する場合あり
図書館	△	[人数]中央館 施設定員を50%以下の250人以内に制限 地区館 館の規模に応じて50%以下の定員制限 [時間]60分以内
ハケ岳山荘	△	食堂、浴室について、入替制及び人数制限あり

・各施設、利用時間は原則20時までとします。

・イベントの取り扱いについては、別紙2「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」3. 事業者向けの要請等(6)イベント開催の制限(都内全域)に準拠することとします。

・今後の状況によっては対象施設や期間が変更となる可能性があります。その際は改めてお知らせいたします。

緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について

1 学校教育について

(1) 基本的方針

- ・学校については、感染症対策をさらに徹底しながら学びを途切れさせないため、学校運営を継続する。
- ・感染症対策を講じてもおお感染リスクが高くなる活動は制限し、今後の実施に向け、時期や方法等を調整するとともに代替案も検討する。
- ・複数の感染者、濃厚接触者が確認され、臨時休業とする場合は、タブレット PC 等を活用して児童・生徒とつなぎ、学びを継続する。

(2) 具体的対応

①主な学校行事

- ・宿泊行事 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・校外学習 延期を前提とし、見学先等の状況を踏まえて検討する。
- ・授業公開 感染症対策を踏まえて検討する。
- ・中学校部活動 「緊急事態宣言下における都立学校の部活動について」に準じ、感染症対策及び熱中症対策を徹底し、各学校の状況を踏まえて検討する。

②教育活動時の配慮事項

引き続き以下の感染症対策等の取組を実施する。

- ・検温等の健康観察
- ・学校生活の中での感染予防
- ・欠席児童・生徒に対して、タブレット PC 等を活用した学習支援
- ・児童・生徒の心のケア 等

2 社会教育施設について

(1) 基本的方針

教育委員会所管の地域学習館、学習等供用施設、学校施設開放等については、市民利用施設として市長部局の関連部署の施設と同対応とする。

新型コロナウイルスワクチン接種について

別紙 5

1 新型コロナウイルスワクチン接種状況について

(1) ファイザー社ワクチン流通状況（供給状況）

クール	出荷状況	納品箱数	接種対象者人数
第 10-2 クール	未定	122	142,740

※市では、7月を含めた8月以降の集団接種会場でのモデルナ社製ワクチンの使用を申請し、この案件について国で保留扱いとなっていた。このほどファイザー社製ワクチンに振り替えて供給されるとの通知があったが、引き続き供給状況を注視しながら、ファイザー社製ワクチンを使用し、ワクチン接種を円滑に進めていく。

(2) モデルナ社ワクチン流通状況（供給状況）

接種会場	納品状況	納品箱数	接種対象者人数
多摩信用金庫本店	6月28日	15	1,500
多摩信用金庫本店	7月7日	25	2,500
女性総合センター	7月7日	20	2,000

※モデルナ社のワクチンは、職域接種用に 35,000 回分の供給決定を受けている。ただし、今後決定内容が変更の可能性もある。

(3) 接種済回数及び医療機関等へのワクチン供給回数（令和3年7月5日現在）

接種回	接種済回数	供給分回数
1回目	40,218回	78,000回
2回目	26,325回	

※住民登録のない方への接種件数：約 11,000 件

(4) 医療機関予約状況

（予約人数は、令和3年6月30日現在）

接種回	予約枠 (6月末時点)	予約回数 (6月末時点)	予約枠 (7月末時点)	予約回数 (7月末時点)
1回目	70,095回	34,794回	89,089回	36,464回
2回目		23,954回		35,394回
合計	70,095回	58,748回	89,089回	71,858回

2 接種券の発送及び予約開始について

	区分	接種券の発送時期	予約開始時期
1	65歳以上の方（高齢者）	接種券発送済	予約受付中
2	基礎疾患のある方、高齢者施設等に従事する方	6月18日から優先接種届け受付中	
3	60歳以上 65歳未満の方	6月30日発送	
4	55歳以上 60歳未満の方	7月1日発送	
5	50歳以上 55歳未満の方	7月5日発送	
6	45歳以上 50歳未満の方	7月12日発送予定	予約受付開始日等については、市ホームページや今後発行する広報等でお知らせ
7	35歳以上 45歳未満の方	7月13日発送予定	
8	18歳以上 35歳未満の方	7月中旬発送予定	
9	12歳以上 18歳未満の方	7月中旬発送予定	

3 柴崎市民体育館における大規模接種について

柴崎市民体育館において、以下の日時に大規模接種を実施する。

[日時] 7月17日（土）、18日（日）及び8月14日（土）、15日（日）

4 職域接種の実施について

以下の会場においてモデルナ社のワクチンを利用して市民への一般接種とは別枠で職域接種を行う。

[接種会場] 多摩信用金庫本店3階Winセンター、女性総合センター1階ギャラリー

[対象] 子ども業務部門や福祉業務部門を中心に市内保育園や学童保育所、居宅介護、訪問介護等の業務に従事するもの、市立小中学校の教職員等の学校職員に従事する職員等を対象とする予定。接種予約のキャンセル等による対応を含め、窓口職場を中心として市職員への接種を行う予定。

[実施期間] 令和3年7月12日～10月頃、平日18時～21時（予定）

[接種支援] 立川市医師会

支援団体等を通じた生理用品の無償配布について（案）

1. 経緯と今後の方向性

「生理の貧困」の課題については、本市では本年3月31日より、市役所本庁舎を含めた市内14施設と小中学校全校で、防災備蓄用の生理用品を市民等に無償配布するとともに、DVやネグレクト、生活困窮などの相談窓口を案内するなど、総合的な女性支援に取り組んでいる。

事業開始から一定期間が経過した中、SNSなどの情報媒体に繋がることのできない市民等への対策を講じる必要があることから、市内の支援団体等を通じて、生理用品の配布を拡充する。

2. 事業概要

● 対象者

生理用品の購入や確保が困難な市民等

● 配布物

一人につき、防災備蓄用の生理用品（1パック28枚入り）を無償配布

● 配布期間

準備が整い次第開始※在庫がなくなり次第終了

● 配布方法等

- ・ 市や社会福祉協議会と連携・協働している市内の支援団体等（NPO法人、任意団体等）を通じて、必要とする市民等に配布する。
- ・ 配布団体等への物品の提供や連絡・調整、在庫管理等は、連携・協働している所管部署が担任する。
- ・ 配布状況については、適宜、配布団体等から報告を受ける。
- ・ 全体の配布状況、在庫管理は企画政策課でとりまとめる。

立川市教育委員会

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > [本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況](#) > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月9日）

更新日：2021年7月9日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について （令和3年7月9日）

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年7月9日（金曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

立川市教育委員会

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > [本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況](#) > [立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月15日）](#)

更新日：2021年7月15日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和3年7月15日)

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年7月15日（木曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

立川市教育委員会

ホーム > 健康・福祉 > 新型コロナウイルス感染症 > 子どもに関する情報 > 本市小中学校 > 本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況 > 立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月20日）

更新日：2021年7月20日

立川市立小学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について （令和3年7月20日）

市立小学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立小学校の児童1名

2. 感染確定日

令和3年7月20日（火曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課
電話番号：042-528-4339
ファックス：042-528-1204

立川市教育委員会

ホーム > 健康・福祉 > 新型コロナウイルス感染症 > 子どもに関する情報 > 本市小中学校 > 本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況 > 立川市立中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月21日）

更新日：2021年7月21日

立川市立中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和3年7月21日)

市立中学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

市立中学校の教職員1名

2. 感染確定日

令和3年7月21日（水曜日）

3. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204

立川市教育委員会

ホーム > 健康・福祉 > 新型コロナウイルス感染症 > 子どもに関する情報 > 本市小中学校 > 本市小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況 > 立川市立小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月26日）

更新日：2021年7月26日

立川市立小中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について （令和3年7月26日）

市立小中学校に在籍する児童・生徒及び教職員が新型コロナウイルスに、下記のとおり感染しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

7月24日（土曜日）感染確定

- 市立中学校の生徒3名

7月25日（日曜日）感染確定

- 市立中学校の生徒2名
- 市立中学校の教職員1名
- 市立小学校の児童1名

2.. 公衆衛生上の対策

- 保健所の調査により、学校での濃厚接触者がいなかったため、臨時休業は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課
電話番号：042-528-4339
ファックス：042-528-1204

立川市教育委員会

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > [子どもに関する情報](#) > [本市小中学校](#) > 立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月28日）

更新日：2021年7月28日

立川市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生について（令和3年7月28日）

市立小・中学校において、新型コロナウイルス感染症患者が次のとおり発生しました。

市としては、患者・ご家族、また学校関係者の人権を守るため、市民の皆さまにおかれましては、不当な差別や偏見につながるような行為は、厳に慎んでいただくとともに、個人情報の保護に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染症患者

7月27日（火曜日）感染確定

- 市立中学校の生徒1名

7月28日（水曜日）感染確定

- 市立小学校の児童1名

2. 公衆衛生上の対策

- 夏休み期間中ですので、臨時休業の対応は行いません。

お問い合わせ

教育委員会事務局 教育部指導課

電話番号：042-528-4339

ファックス：042-528-1204